

篠栗町

第7期障がい福祉計画

及び

第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

篠栗町

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
第2章 障がい者を取り巻く状況	
1. 人口構成	4
2. 各種障害者手帳の所持状況	4
3. 身体障がい者	5
(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数	5
(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数	5
(3) 障がい部位別身体障害者手帳の所持者数	5
4. 知的障がい者	6
(1) 年代別療育手帳の所持者数	6
(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数	6
5. 精神障がい者	7
(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数	7
(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数	7
6. 障害支援区分の認定者数の推移	8
第3章 令和8年度に向けた目標	
1. 福祉施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減	9
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	10
4. 強度行動障がい者への支援体制の充実	10
5. 福祉施設から一般就労への移行	11
6. 障がい児支援の提供体制の整備等	12
7. 相談支援体制の充実・強化等	12
8. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
第4章 障がい福祉サービス等の量の見込み	
1. 訪問系サービス	14
2. 日中活動系サービス	15
3. 居住系サービス	16
4. 相談支援	17
第5章 障がいのある子どもへの支援	
1. 障害児通所支援・障害児相談支援	18
第6章 地域生活支援事業の推進	
1. 理解促進研修・啓発事業	20
2. 自発的活動支援事業	20
3. 相談支援事業	20

4. 成年後見制度利用支援事業	20
5. 成年後見制度法人後見支援事業	20
6. 意思疎通支援事業	20
7. 日常生活用具給付等事業	21
8. 手話奉仕員養成研修事業	21
9. 移動支援事業	22
10. 地域活動支援センター事業	22
11. 日中一時支援事業	22
12. 社会参加支援事業	23

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日にいたるまでめまぐるしく変化してきました。

国においては、平成12年、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその方らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下に、従来の措置制度について利用者本位の観点から見直しが行われ、平成15年には障がい者自身が希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

そして、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。

その後、障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による利用者負担の見直しや相談支援の充実等を経て、平成25年度からは、障害者自立支援法が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行されました。

この障害者総合支援法においては、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充を行い、障がい福祉計画については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉計画を変更することその他の必要な措置を講じることを法律上明記し、サービス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとしました。

本町では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、平成18年度に障がい者計画及び第1期障がい福祉計画を策定し、その後、3年おきに障がい福祉計画を策定してきました。また、児童福祉法改正により「市町村障害児福祉計画」の策定が明記されたことから、平成30年度に「篠栗町第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」を策定しました。令和3年度には「ささぐり福祉プラン」として篠栗町福祉総合計画を策定しました。今回、令和6年度から令和8年度末に向けて、障がい者及び障がい児施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「篠栗町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定いたします。

2. 計画の位置付け

障がい者計画とは、「障害者基本法」第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本町における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画であり、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けた施策の展開を図ることが求められています。

また、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定する「障害福祉計画」を包含する上位計画として位置づけられています。

障がい福祉計画とは、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

障がい児福祉計画とは、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本町における障害児通所支援、障害児相談支援体制の確保等に関して定める計画です。

本計画は、平成 27 年に一体的に策定した「障害者計画」及び「障害福祉計画」のうち、「障害福祉計画」の改正、そして新たに策定する「障害児福祉計画」をいいます。

障害者基本法 第 11 条 第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法 第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に関しては、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。そのため、令和6年度から令和8年度までの3年間に計画期間と定めます。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者計画					
					計画見直し
第6期 障がい福祉計画 第2期 障がい児福祉計画			第7期 障がい福祉計画 第3期 障がい児福祉計画		
		計画見直し			計画見直し

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口構成

本町の総人口は、年度ごとに増減はあるものの31,000人台を維持しています。

年代別にみると、「老年人口」は増加傾向にあるものの、「年少人口」「生産年齢人口」が減少傾向にあり、少子高齢化の進行がみられます。

人口の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年少人口(0～14歳)	4,861	4,747	4,725	4,607	4,482	4,411
生産年齢人口(15～64歳)	19,111	18,986	19,120	19,009	18,800	18,940
老年人口(65歳以上)	7,510	7,621	7,712	7,771	7,614	7,768
総人口	31,482	31,354	31,557	31,387	31,027	31,119

各年10月1日現在

2. 各種障害者手帳の所持状況

「身体障害者手帳」は横ばい傾向、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

各種障害者手帳の所持状況の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,122	1,121	1,114	1,089	993	1,036
療育手帳	238	250	256	267	311	325
精神障害者保健福祉手帳	198	218	238	258	311	320
障害者手帳所持者数	1,558	1,589	1,608	1,614	1,616	1,681
障害者手帳所持者比率	4.9%	5.1%	5.1%	5.1%	5.2%	5.4%

各年10月1日現在

3. 身体障がい者

(1) 年代別身体障害者手帳の所持者数

「65歳以上」が最も多く所持していますが減少傾向にあります。「18歳未満」は横ばい傾向、「18歳以上65歳未満」は減少傾向にあります。

年代別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	19	18	18	16	17	19
18歳以上65歳未満	266	266	248	245	235	244
65歳以上	837	837	848	828	741	773
合計	1,122	1,121	1,114	1,089	993	1,036

各年10月1日現在

(2) 等級別身体障害者手帳の所持者数

「1級」所持者数が最も多い状況となっています。(等級は、重い順に1級から6級となっています。)

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	378	380	373	359	326	337
2級	166	160	156	160	150	161
3級	166	174	171	167	138	145
4級	257	253	256	246	222	236
5級	76	75	71	71	72	73
6級	79	79	87	86	85	84

各年10月1日現在

(3) 障がい部位別身体障害者手帳の所持者数

「内部機能障がい」が増加傾向、「肢体不自由(上下肢、体幹)」が減少傾向となっています。

障がい部位別身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	80	78	76	76	71	73
聴覚・平衡機能障がい	93	91	95	95	86	90
音声・言語・そしゃく機能障がい	7	9	11	11	10	13
肢体不自由(上下肢、体幹)	587	575	565	542	513	516
内部機能障がい	355	368	367	365	307	346

各年10月1日現在

4. 知的障がい者

(1) 年代別療育手帳の所持者数

「18歳未満」及び「18歳以上65歳未満」は、増加しています。「65歳以上」は微増傾向にあります。

年代別療育手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	77	75	71	73	83	94
18歳以上65歳未満	149	163	172	179	211	214
65歳以上	12	12	13	15	17	17
合計	238	250	256	267	311	325

各年10月1日現在

(2) 障がい程度別療育手帳の所持者数

「B2」の増加が著しく、「A1」、「A2」、「B1」は微増しています。(障がい程度は、重い順にAからB2で、現在はA1、A2、A3、B1、B2の認定となっています。)

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A	4	4	4	4	4	4
A1	40	43	43	44	44	48
A2	49	55	56	57	58	58
A3	4	3	4	4	4	4
B	6	5	6	4	5	5
B1	63	64	64	68	73	75
B2	72	76	79	86	121	129

各年10月1日現在

5. 精神障がい者

(1) 年代別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

「65歳以上」は横ばい傾向ですが、「18歳未満」及び「18歳以上及び65歳未満」は増加しています。

年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満	13	12	18	24	27	34
18歳以上 65歳未満	153	171	186	197	241	249
65歳以上	32	35	34	37	43	37
合計	198	218	238	258	311	320

各年 10月1日現在

(2) 等級別精神障害者保健福祉手帳の所持者数

「3級」が増加傾向にあり、「1級」「2級」では年度ごとのばらつきが見られます。(等級は、重い順に1級、2級、3級の順となっています。)

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	11	12	10	11	8	9
2級	115	115	134	146	176	178
3級	72	91	94	101	127	133

各年 10月1日現在

6. 障害支援区分の認定者数の推移

障害支援区分の認定者数は、増加傾向で推移しています。

障害支援区分の程度は、区分1が最も少なく、それ以外は年度ごとのばらつきが見られます。(重い順に区分6、区分5、区分4、区分3、区分2、区分1の順となっています。)

障害支援区分の認定者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	2	3	2	2	2	1
区分2	30	30	38	41	39	36
区分3	24	26	30	33	28	38
区分4	30	26	22	22	18	22
区分5	22	25	32	24	20	26
区分6	28	32	35	39	37	46
合計	136	142	159	161	144	169

各年12月31日現在

第3章 令和8年度に向けた目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減

国の基本方針
障がい者の地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込む。目標値は、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域へ移行することを基本とする。また、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

本町の方針
本町の施設入所者数は減少しておりますが、地域生活へ移行した結果ではない人も含まれています。国の基本方針に基づいて、本町の実情を考慮し、目標値を地域生活移行者数を1人、施設入所者数を31人とします。

	人数	考え方
施設入所者数実績	34人	令和3年度末時点
	33人	令和4年度末時点
施設入所者数見込	31人	令和5年度末（見込）
目標年度の地域移行者数	1人	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者数	31人	令和8年度末時点

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本方針

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、引き続き設置に向けた取組を推進していくとともに、協議の場の活性化に向けた取組が必要。

本町の方針

国の基本方針に基づいて、圏域内の関係機関と連携し、精神障がいのある人への地域生活支援のニーズた課題を整理し地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本方針

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

本町の方針

国の基本方針に基づいて、糟屋中南部圏域において令和6年度から緊急時の受け入れ体制の整備が整い開始します。引き続き、糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会で協議を行い、地域生活支援拠点の整備を進めていきます。

4. 強度行動障がい者への支援体制の充実

国の基本方針

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

本町の方針

国の基本方針に基づいて、糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備について協議を行います。

5. 福祉施設から一般就労への移行

国の基本方針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和8年度中に令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とするとともに、就労定着支援事業の利用者が令和3年度末実績の1.41倍以上とする。

本町の方針

本町では、令和3年度中に、福祉施設から一般就労へ移行した人の実績は4人です。国の基本方針に基づいて、目標値を6人とします。また、令和3年度末の就労定着支援の利用者は4人です。国の基本方針に基づいて、目標値を6人とします。

項目		数値	国の方針
年間一般就労移行者数	実績	4人 (令和3年度)	令和8年度中、令和3年度と比べて、福祉施設から一般就労への移行実績の1.28倍以上
	目標値	6人 (令和8年度)	
就労移行支援事業を利用した一般就労移行者数	実績	4人 (令和3年度)	令和8年度中、令和3年度と比べて、就労移行支援事業を利用した一般就労への移行実績の1.31倍以上
	目標値	6人 (令和8年度)	
就労継続支援A型、就労継続支援B型のどちらかを利用した一般就労移行者数	実績	0人 (令和3年度)	令和8年度中、令和3年度と比べて、就労継続支援A型を利用した一般就労への移行実績の1.29倍以上、 就労継続支援B型を利用した一般就労への移行実績の1.28倍以上
	目標値	1人 (令和8年度)	

6. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本方針

1. 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
2. 児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
3. 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に1か所以上確保することを基本とする。
4. 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

本町の方針

国の基本方針に基づいて、児童発達支援センターについては本町に所在する糟屋こども発達支援センター・さくら保育園との連携を充実させ、保育所等訪問支援等の活用により障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の体制構築することに努めます。

重症心身障がい児の支援については、圏域内に児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が設置されており、関係機関と連携を図りサービス利用の充実に努めます。

医療的ケア児の支援については、関係機関との協議の場に医療的ケア児コーディネーターを配置し連携強化を目指します。

7. 相談支援体制の充実・強化等

国の基本方針

1. 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
2. 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

本町の方針

国の基本方針に基づいて、基幹相談支援センターについて、糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会で設置の必要性について検討を行います。

今後も障がいの種別やニーズに対応し、総合的・専門的な相談支援を継続できるよう、糟屋中南部障害者(児)自立支援協議会において、個別事例の検討や研修を行い地域資源の開発や改善につなげます。

8. 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本方針

令和8年度までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。(都道府県が市町村職員に対して実施する研修への参加)

本町の方針

県の実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に本町職員が参加し、支援の資質向上に努めます。

第4章 障がい福祉サービス等の量の見込み

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについて、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の事業量を見込みました。

1. 訪問系サービス

【第6期計画と実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	人/月	35	36	36	44	37	45
	時間分/月	525	554	540	614	555	630
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	8	8	8	9	8	9
	時間分/月	120	107	120	122	120	130
行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間分/月	10	0	10	0	10	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0

※令和3年度、4年度の実績は、1年間の平均値。令和5年度の見込みは4月～令和5年1月の平均値

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	45	46	47
	時間分/月	675	690	705
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
同行援護	人/月	9	9	9
	時間分/月	135	135	135
行動援護	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間分/月	0	0	0

2. 日中活動系サービス

【第6期計画と実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人/月	67	68	69	68	71	68
	人日/月	1,407	1,475	1,449	1,455	1,491	1480
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	1	2	0	2	1
	人日/月	40	12	40	0	40	15
自立訓練(生活訓練)	人/月	4	3	4	3	4	3
	人日/月	80	51	80	34	80	60
就労移行支援	人/月	15	11	15	7	15	10
	人日/月	300	183	300	143	300	200
就労継続支援A型	人/月	19	22	20	29	21	30
	人日/月	380	429	400	609	420	660
就労継続支援B型	人/月	41	52	42	62	43	66
	人日/月	738	878	756	1,104	774	1,320
就労定着支援	人/月	4	4	5	4	6	4
療養介護	人/月	9	8	9	8	9	8
福祉型短期入所	人/月	10	4	10	16	10	17
	人日/月	30	15	30	42	30	70
医療型短期入所	人/月	4	0	4	1	4	0
	人日/月	12	0	12	4	12	0

※令和3年度、4年度の実績は、1年間の平均値。令和5年度の見込みは4月～令和5年1月の平均値

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	68	69	70
	人日/月	1,496	1,518	1,540
うち重度障がい者利用者数	人/月	5	5	5
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	2	2
	人日/月	40	40	40
自立訓練(生活訓練)	人/月	3	3	3
	人日/月	60	60	60
うち精神障がい者の生活訓練	人/月	1	1	1

就労選択支援	人/月		3	3
	人日/月		15	15
就労移行支援	人/月	10	10	10
	人日/月	200	200	200
就労継続支援A型	人/月	30	32	34
	人日/月	660	704	748
就労継続支援B型	人/月	70	75	80
	人日/月	1,400	1,500	1,600
就労定着支援	人/月	4	4	4
療養介護	人/月	8	8	8
福祉型短期入所	人/月	17	17	17
	人日/月	85	85	85
うち重度障がい者利用者数	人/月	2	2	2
医療型短期入所	人/月	20	20	20
	人日/月	4	4	4
うち重度障がい者利用者数	人/月	4	4	4

3. 居住系サービス

【第6期計画と実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助	人/月	1	0	1	0	1	0
うち精神障がい者利用者数	人/月	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	人/月	42	44	45	46	48	47
うち重度障がい者利用者数	人/月						
うち精神障がい者利用者数	人/月	22	24	24	31	26	33
施設入所支援	人/月	33	32	33	28	33	28

※令和3年度、4年度の実績は、1年間の平均値。令和5年度の見込みは4月～令和5年1月の平均値

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1	1	1
うち精神障がい者利用者数	人/月	1	1	1
共同生活援助	人/月	38	40	42
うち重度障がい者利用者数	人/月	4	5	6
うち精神障がい者利用者数	人/月	35	37	39
施設入所支援	人/月	28	27	26

4. 相談支援

【第6期計画と実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域移行支援	人/年	1	0	1	1	1	1
うち精神障がい者利用者数	人/年	1	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/年	1	0	1	0	1	0
うち精神障がい者利用者数	人/年	1	0	1	0	1	0
計画相談支援	人/年	244	228	248	237	252	240

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/年	1	1	1
うち精神障がい者利用者数	人/年	1	1	1
地域定着支援	人/年	1	1	1
うち精神障がい者利用者数	人/年	1	1	1
計画相談支援	人/年	240	250	260

第5章 障がいのある子どもへの支援

1. 障がい児通所支援・障がい児入所支援・障がい児相談支援

【第2期計画と実績】

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人/月	32	55	32	62	35	55
	人日/月	256	368	256	459	256	400
放課後等デイサービス	人/月	80	108	85	122	90	130
	人日/月	1,200	1,458	1,275	1,757	1,350	1,950
保育所等訪問支援	人/月	2	4	3	4	3	8
	人日/月	4	4	6	4	6	8
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/年	140	175	150	207	160	210

※令和3年度、4年度の実績は、1年間の平均値。令和5年度の見込みは4月～令和5年1月の平均値

【第3期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	75	85	95
	人日/月	1,125	1,275	1,425
放課後等デイサービス	人/月	140	160	180
	人日/月	2,100	2,400	2,700
保育所等訪問支援	人/月	6	8	10
	人日/月	12	16	20
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0

医療型児童入所支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	220	240	260

第6章 地域生活支援事業の推進

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

2. 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

3. 相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

篠栗町では、相談支援センターゆい及び指定相談支援事業所かけはしに委託し事業を実施しており、今後も継続して行います。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	2	2	2

4. 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	1	1

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある者の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等

を行います。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	150	150	150
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1

7. 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や障がい児を対象に、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	550	550	550
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1

8. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚及び音声、言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活及び社会生活を支援するため、手話奉仕員養成研修を実施し、養成する事業です。令和4年度から糟屋中部3町（篠栗町、久山町、粕屋町）で取り組んでおり、2年間で修了となる研修内容となっています。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年		6	

9. 移動支援事業

外出時に支援が必要と認められた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/年	35	36	37
	延時間/年	3,500	3,550	3,600

10. 地域活動支援センター事業

障がいのある者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

篠栗町は地域活動支援センターⅠ型、Ⅲ型を共に広域で実施しており、継続して事業を行います。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	箇所	2	2	2
	登録者数	12	13	14

11. 日中一時支援事業

障がい者の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	19	19	19
	人/月	5	6	7

1 2. 社会参加支援事業

自動車改造に係る費用の一部を助成することにより、障がい者の社会参加を促進していきます。

【第7期計画の見込】

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造助成事業	人/月	1	1	1

篠栗町障がい福祉計画及び篠栗町障がい児福祉計画

編集・発行	篠栗町 福祉課 障がい者支援係 〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号 TEL ; (直通) 092-947-1356 (代表) 092-947-1111 FAX ; 092-947-7977
発行年月	令和6年3月